



2024 年 2 月 7 日

「LT 会」会報第 24-3 号（総 257 号）

上海良図商務諮詢有限公司（LTCC）

経営範囲表現規範化の影響と対処のポイント

最近、ある外商投資企業が市場監督管理局で経営範囲を変更しようとした際、従来の経営範囲の記述は適用されなくなるため調整する必要があると、且つ調整後の経営範囲は「経営範囲規範記述検索システム」中の規範的記述に限られると告知された例があった。今回は、「経営範囲表現規範化」に関する規定がどのようなものかについてご紹介する。

一、政策の背景

経営範囲の規範的表現は 2019 年 11 月 15 日に国務院が公布した『自由貿易試験区における「証照分離」改革の試験的实施に関する通知』（国発〔2019〕 25 号）に初めて登場し、「経営範囲規範化登記の推進」が盛り込まれた。2021 年 6 月 3 日、国務院は『「証照分離」改革の深化による市場主体の発展活力の一層の激発に関する通知』（国発〔2021〕 7 号）を公布し、「経営範囲規範化登記を展開し、市場監督管理部門が主導して経営範囲規範目録を作成し、企業が自主的に経営範囲を選択するためにサービスを提供する。」、「企業が経営範囲を超えて非許可類の経営活動を展開した場合、市場監督管理部門は処罰しない」と規定した。2022 年 3 月 1 日、『中華人民共和国市場主体¹登記管理条例』（以下、「『条例』」という）と『中華人民共和国市場主体登記管理条例实施细则』（以下、「『条例实施细则』」という）が施行され、国家市場監督管理総局が発布した経営範囲規範目録（具体的には「経営範囲規範記述検索システム（体験版）」のウェブサイトアクセスしてご確認ください）により経営範囲を登録することが要求された。

二、政策の内容

失効した『企業経営範囲登記管理規定』	現行の『条例』または『条例实施细则』
第 3 条第 2 項 申請人は『国民経済産業分類』を参照して一種または多種の小類、中類または大類を選択し、自主的に経営範囲登記申請を提出しなければならない。『国民経済産業分類』に規定していない新興業界あるいは具体的な経営項目に対しては、政策文書、業界習慣あるいは専門文献などを参照して申請することができる。 第 7 条 企業の経営範囲は企業名称中の業種又は経営特徴を含み、又は体现しなければならない。業種を超えて経営する企業は、その経営範囲の中の一つの経営項目が属する業種が当該企業の業種とする。	『条例』第 14 条 市場主体の経営範囲は一般経営項目及び許可経営項目を含む。経営範囲の中で登記前に法により許可を経なければならない許可経営項目に属する場合、市場主体は登記申請時に関係許可文書を提出しなければならない。 <u>市場主体は登記機関が公布した経営項目分類基準に基づき、経営範囲登記を行わなければならない。</u> 『条例实施细则』第 12 条 申請人は国家市場監督管理総局が公布した経営範囲規範目録に従い、市場主体の主要業種又は経営特徴に基づいて一般経営項目と許可経営項目を自主的に選択し、経営範囲登記を申請しなければならない。

例：

A 社は家電、自動車、ポンプなどの設備に使用される電機及び関連部品を生産する製造企業である。従来の製品は中国国内でしか販売されていないが、現在海外市場を開拓しており輸出入業務を兼営しようとしている。A 社が経営範囲を拡大する場合、以下の通り変更すべきである。

¹ 「市場主体」：中国国内において営利を目的として経営活動を行う自然人、法人及び非法人組織。本会報に条例名以外に「企業」と略称。

まず、経営範囲規範記述検索システム（<https://www.jyfwyun.com/home/>）にアクセスし、会社の既存業務に基づいて対応する記述を検索する。例えば、既存業務はモータや部品の生産である場合、キーワードで「電気機械」を入力し、検索結果から適切なものを選択する。その後、「輸出入」など、追加する業務を検索する。一般的に、検索された規範化表現は企業が以前自主的に記入した範囲より広い。



経営範囲変更前後の記述比較（例）：

変更前の経営範囲	変更後の経営範囲
洗濯機、エアコン、自動車、ポンプ、掃除機などに使用される小型モーターや関連部品を生産し、自社製品を販売する。（法により許可を経なければならぬ項目は、関連部門の許可を経た後に経営活動を展開することができる。）	一般項目：機械電気設備製造；貨物の輸出入。（法により許可を得なければならぬ項目を除き、営業許可証に基づいて法により自主的に経営活動を展開することができる。）

三、政策による影響

1、経営範囲の記述が規範化されたことで、企業の事業内容が追加変更される毎に経営範囲変更登記を行う負担を軽減できる。国家市場監督総局は経営範囲規範目録を作成した際、具体的な経営項目の内容を分類、合併し、項目記載事項の形式で表し、具体的な経営項目を記載しないことでよいこととした。企業が経営範囲の中で事業内容を変更する場合、その項目が登記している項目事項内にある限り、変更登記を行う必要はない。

2、規範化表現政策の実施は現行の経営範囲の書き方について期限付きで強制的で切替えられるものではない。市場监督管理局が経営範囲規範登記を強制することはなく、企業自ら経営範囲の変更を申請しなければ、従来の経営範囲を引き続き適用することができる。

3、ただし、規範化政策実施前に存続する企業が業務上の必要により経営範囲の変更を申請する場合は、なるべく経営範囲の規範化規定に従って経営範囲を新たに記述することを要請される。地域によっては「必ず修正」と「任意でよい」のケースがあるため、事前に確認されることをお勧めする。

4、経営範囲を超えて実施した経営行為については、一般項目であれば行政処罰を受けることがない。事前に許可を得なければ実施できない許可類項目については、依然として許可部門が法律により対処することになる。

四、提案

本条例は、従来の経営範囲を超えた一般許可事業の処罰規定を廃止し、企業により大きな自主性を与えたと見ることができる。各企業におかれては、経営範囲規範化政策実施後の経営範囲登記について理解されたうえ、更新時に変更されることをお勧めする。

以上